

# 第 35 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 5 年 5 月 9 日 (月) 午後 1 時半から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
  - 議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係  
(所有権移転) について
  - 議案第 2 号 農地審議 農地法第 4 条関係について
  - 議案第 3 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
  - 議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
利用権設定各筆明細について
  - 議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
農地中間管理事業利用権設定  
各筆明細について
  - 議案第 6 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
  - ①村鳥獣被害対策協議会委員の選出について
  - ②村に対する意見書の提出について (別添資料)
  - ③農地借受け希望について (別添資料)
  - ④その他
- 5 その他
  - ①令和 5 年度 5 団体親睦マレットゴルフ大会について
  - ②当面の日程について
  - ③その他

6 出席農業委員 (11人)

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

唐木義秋	松澤良行
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	唐澤茂	渡邊健寛
------	------	-----	------

10 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。ただ今から第35回農業委員会の総会を開会いたします。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、唐木義秋委員と松澤良行委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告</p> <p>2件 2筆</p>
議長	<p>報告事項①について、2件とも相続ということになっておりますが、皆さんからの質問・ご意見等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。では、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出につきまして、番号5-3、番号5-4を受理と致します。</p> <p>続いて、報告事項② 公共工事に伴う農地の一時使用届について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>②公共工事に伴う農地の一時使用届について報告</p> <p>1件 1筆</p>
議長	<p>こちらは何年か続いて行われている事業で、JR飯田線、田畑駅のやや南側の地点です。皆さんからの質問等ございましたらお願い致します。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>ないようでしたら、こちらの報告事項② 公共工事に伴う農地の一時使用届についても受理と致します。報告事項については、以上となります。</p>
議長	<p>2 議事</p> <p>議事に移ります。</p> <p>議案第1号 農地審議 農地法第3条関係(所有権移転)についてを議題と致します。</p>
事務局	<p>朗読 上程</p> <p>議案第1号 2件 8筆</p>

議 長	はい。では、議案第1号 番号5-2の案件につきまして、唐澤茂委員、征矢昌博委員からの説明をお願いします。
唐澤茂委員	場所につきましては、総会資料の4ページをご覧ください。大泉地区の北部と塩ノ井地区になりますが、春日街道の東側、7筆が3箇所に分かれておりまして、合計は6,904㎡であります。譲渡人の[ ]は、もう一人の方と一緒に農業経営をされていて、営農型太陽光発電事業の計画のため、永続的に農地利用をしたいということで、許可申請が提出されています。譲受人の[ ]は、委員の皆さんもご承知の通り、令和5年2月の農業委員会総会で農地所有適格法人設立届を出された「[ ]」の代表社員です。今回、譲受人が法人ではなく個人となったことについてですが、確認のために[ ]ご本人に連絡しても電話が通じなかったため、代理人の行政書士へお聞きしたところ、「購入資金を速やかに確保して農地を取得したいために個人の取得とした」ということのようにあります。2月時点の適格法人の事業計画書と今回の農地法第3条における事業計画を比べますと、最終的には20%余りと、かなり縮小された計画となっています。他、使用人などの関係については法人の届け出と同じであります。
征矢昌博委員	唐澤委員の説明の通りであります。塩ノ井地区の農地は、4ページの図の右上、[ ]と[ ]の2筆の圃場となります。現地確認したところ、この塩ノ井の圃場とさらに位置図でいうと左上の[ ]、[ ]の農地には現在、小麦が作付けされていますので、6月にならないと刈り取りされないのではないかという状況です。営農計画では4月からという話があり、いただいた資料とその点がずれていたため確認したところ、営農型太陽光発電では鉢植えのブルーベリーを並べる予定ということで伺っています。実際には太陽光の施設を整えてからブルーベリーを配置するというので、時期的なものは影響ないという説明を受けています。
議 長	今、説明のあったとおりでございますが、営農型太陽光発電の申請ではなく、今回は、営農型太陽光事業を行うための土地を取得する、そのための所有権の移転についての許可申請となります。皆さんから、ご意見・ご質問ありましたらお願いします。
唐木義秋委員	営農型太陽光発電事業を行うということを前提にこの資料が作られていて、今回はそのための農地を取得するという話のようですが、実際に営農型太陽光の申請が出された時に、前回既に資料を提出して農地取得もできているので許可してください、というような流れになってしまうことを心配しています。
事 務 局	営農型太陽光発電事業については、その申請が出てきた時点で改めてその内容について審議し、許可するかしないかの判断をしていただきます。ですので、今回許可が出されたから営農型太陽光発電についても許可になる、

唐木義秋委員	ということにはなりません。
議 長	<p>順番が逆のような気がしています。太陽光発電施設を設置した後にブルーベリーを作るという。太陽光が許可されなければブルーベリーも作らないというようにも聞こえます。</p>
唐澤喜廣委員	<p>取り敢えずは農地取得の許可を出す。その後、登記が済んだ段階で、次の営農型太陽光の申請をする形になり、その際に改めて審議を行わなければなりません。</p>
唐澤茂委員	<p>この案件、営農型太陽光施設の設置について、周囲の地区の方々への話はされているのでしょうか。この土地を [ ] が購入すること、 [ ] が太陽光パネルを設置してその下でブルーベリーを作ることについて、周りの人達がどのように捉えているのかについて、少し案じています。</p>
後藤幸子委員	<p>周りの方の理解については、詳しくは承知していませんが、 [ ] や [ ]、 [ ] の辺りは、その周辺の農地も確保している、借りているというような話を聞いています。太陽光発電もある程度の広さがなければ難しいので、周りの方にも同じように売買や貸借の話をしていて、一部の方とは話が纏まっているように説明を受けています。また、営農型太陽光の施設そのものも、 [ ] のものと同様に面積に占める割合も比較的少なく、敷地の境よりはだいぶ内側に発電設備を設置するので抵抗感も少ないのではないかと、というようなことも話していました。</p>
議 長	<p>このエリアは良い農地が集まっていて、農業にとっても適した場所だと思います。そのような場所が営農型太陽光の事業地となっていくことに対し、農地を守っていく立場の人間としては疑問を抱いてしまいます。</p> <p>その懸念については、青木村の農業委員会での営農型太陽光の審議において、優良農地を分断するような土地への設置を理由に不許可としたところ、県では「それは分断には当たらない」と判断したという事例もありました。今回のこの案件についても、営農型太陽光の申請が出された段階で、説明会の開催などガイドラインに沿った適切な対応を求めていくことになるかとは思いますが。</p>
唐澤喜廣委員	<p>先程、唐澤茂委員からの説明にあった、 [ ] 個人で土地を取得する理由について、もう少し詳細が分かりませんか。</p>
唐澤茂委員	<p>土地売買の話が思ったよりも順調に進んだことで資金が必要になったようですが、購入資金については法人として銀行から資金を借りる訳ではなく、太陽光発電の関連会社からの融資を受けることになっているようです。ただ、そちらの話がまだ纏まっていないため、個人で土地を取得したいということでした。今後は、個人と会社の両方で事業を進めていくと話していました。</p>
渡邊健寛委員	<p>中には、太陽光発電の施設を造ってからそれを転売して稼ぐような業者もいるようですが、その心配はありませんか。できれば、純粋に農業に取り組む方にこそ手掛けて欲しいと思いますが。</p>

征矢昌博委員	<p>の他に、 という方を常勤で雇用し、二人で事業を進める計画のようです。 は実際に25年に渡り農業に携わっていて、立花農場でも、農作業についてはこの が中心となって進めるということです。</p>
唐澤喜廣委員	<p>審議に影響するものではないかもしれませんが、農機具等、農業用の機械設備については確認していますか。</p>
唐澤茂委員	<p>実際に見て確認した訳ではありませんが、法人の届出書にある通り、トラクターはリースするなどありますので、書類を信じるしかないかと思います。また、従業員についても、征矢委員から話のあった 以外にも、農地所有適格法人の届出書には という方の名前が載っています。情報についてはできる限り集めてはみましたが、 本人と直接連絡が取れず、どうしても、 か代理の行政書士の方を通しての話にはなっています。</p>
議 長	<p>営農計画書を見る限り、今年は何もせず、来年の3月までに営農型太陽光施設を設置するということですね。</p>
唐澤茂委員	<p>まずは、太陽光パネルを設置し、ブルーベリーを置ける状況にならなければ進まないということだと思います。そのブルーベリーを今、どのように育てているのかということまでは、あくまでも今回は農地法第3条の関係ということなので、質問はしていません。</p>
議 長	<p>営農計画がブルーベリーで出てきていますので、ブルーベリーをここで栽培するということになるのだと思いますが、問題ありませんか。</p>
事務局	<p>ブルーベリーは でも実績がありますので、平均8割の単収が見込める営農計画であれば認められると思います。</p>
議 長	<p>今回は、この土地の所有権移転を許可するかどうかの話であり、それを踏まえると、不許可とする根拠はありません。営農型太陽光の申請が出てきた時に、また議論するということをお願いします。では、今回のこの移転許可申請について、可とされる委員さんの挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>(挙手 9人 反対 1人)</p>
議 長	<p>反対1人ですが、多数決になりますので、議案第1号 番号5-2については可と致します。</p>
伊藤良夫委員	<p>続いて、番号5-3に移ります。伊藤良夫委員からの説明をお願いします。場所は南原の南西部、伊那市との境付近に位置します。譲受人の ですが、 。広い農地ではありませんがこの土地を購入し、お店で使用する野菜を作りたいということです。</p>
議 長	<p>委員の皆さんからの質問・ご意見ありますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>ございませんか。では、この案件、議案第1号 番号5-3について、可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>

議 長	では、議案第1号 番号5-3の案件を可と致します。 続きまして議案第2号に移ります。
事務局	議案第2号 農地審議 農地法第4条関係についてを議題と致します。事務局からの説明をお願いします。 朗読 上程 1件 1筆
議 長 丸山芳雄委員	では、この案件については、丸山芳雄委員からの説明をお願いします。 今回の事例ですが、以前に、住宅を建てるために [ ] 番地の615.18㎡のうち、256㎡分について転用の許可を取った訳ですが、住宅と農地の境がはっきりしない状態で住宅を建てたため、最近になって許可した土地から住宅がはみ出していることが分かりました。そのため、改めて転用許可を取り、違法でない形にしたいということです。追加分の転用面積は50㎡となります。周辺はご自分の農地となっているため、特に問題はないかと思えます。
議 長	住宅を建てたけれども、はみ出してしまった形で、正直に申請していただいと解釈できるかと思えます。皆さんからのご意見・ご質問、ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	ありませんか。はい。こちらは2種農地で位置的代替性もないということです。農業委員会として可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。では、議案第2号 番号1の案件については、可と致します。 続きまして、議案第3号に移ります。議案第3号 農地審議 農地法第5条関係についてを議題と致します。事務局からの説明をお願いします。
事務局	朗読 上程 3件 3筆
議 長 伊藤篤委員	それでは、番号1と番号2については関連していますので、伊藤篤委員から説明をお願いします。 場所は、北殿のゆりの木クリニックから大泉に上がっていく道の北側、坂を登り切った辺りになります。 [ ] いましたが、何年か前からは草刈り程度の自主管理という状況になっています。譲渡人お二人も [ ] で、この土地を処分し、アパートを2棟建てるという計画です。建築予定のアパートについては、 [ ] [ ]、上下水道は村営のものに接続し、雨水は敷地内処理ということです。譲受人の [ ]、この場所が最適ということで選定したようです。この土地の北側にもう2棟アパートがあり、周りもすべて住宅地という状況となっております。
議 長	こちらの番号1、番号2について、皆さんからのご意見・ご質問ございますか。

委員一同 議長	<p>(特になし)</p> <p>特にございませぬか。こちらは農地区分3種農地でございますので、原則許可という形になります。農業委員会として、可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議長	<p>(異議なし)</p> <p>では、議案第3号 1番と2番の案件を可と致します。</p> <p>続いて、3番の案件に移ります。こちらは唐木義秋委員から説明をお願いします。</p>
唐木義秋委員	<p>場所は、以前に農振除外の際に現地確認していただいた農地です。役場の西側を上がった道と、中込線との交差点の南西側になります。譲渡人の[ ]と譲受人の[ ]。[ ]は現在、[ ]、以前から持ち家を建てたいと考えていましたが、役場にも近く生活環境が非常に良いということ、[ ]、この土地を気に入って選定されたようです。また、[ ]、西側の農地を1枚農振除外し、3分割して宅地とする予定で、[ ]と聞いています。上下水道は村の設備を使用し、雨水は敷地内処理で行う予定で、隣接農地への影響もないと思われます。</p>
議長	<p>以前に農振除外されている土地で、その折に審議はしてきたところでありますが、質問・ご意見ありましたら、お願いします。</p>
委員一同 議長	<p>(特になし)</p> <p>ございませぬか。ここは1種農地ですので、可とされる皆さんは挙手をお願いします。</p>
委員一同 議長	<p>(挙手全員)</p> <p>はい。全員の賛成をいただきましたので、議案第3号 3番の案件を可と致します。</p> <p>続きまして、議案第4号に移ります。議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題と致します。</p>
事務局	<p>朗読 上程</p> <p>2件 4筆</p>
議長	<p>はい。説明のあった通りですが、質問・ご意見ございませぬか。</p>
委員一同 議長	<p>(特になし)</p> <p>特にご意見等なければ、こちらの2案件を可と致しますが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同 議長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、議案第4号 番号5-23、番号5-24の2案件を可と致します。</p> <p>続いて、議案第5号を議題と致します。議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細について、事務局より説明をお願いします。</p>



<p>事務局 議長 委員一同 議長 委員一同 議長</p>	<p>朗読 上程 11件 24筆</p> <p>はい。どうでしょうか。皆さんの方から、質問・ご意見ありますか。 (特になし)</p> <p>ありませんか。中間管理事業を利用していただけるということで、それぞれの農業者の皆さんもしっかりやったださっている方々かと思えます。 では、番号5-25から番号5-35までを可としてよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>では、議案第5号 番号5-25から番号5-35まで、11案件を全て可といたします。</p> <p>続きまして、議案第6号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。</p>
<p>事務局 議長 丸山芳雄委員 議長 松澤良行委員 議長 委員一同 議長</p>	<p>朗読 上程 2件 6筆</p> <p>はい。番号5-36の案件は丸山芳雄委員、担当されておりますが、説明ございますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>では、番号5-37について、松澤良行委員、特に問題ございませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>それぞれ、4月17日にあっせんが済んでいるという状況でございます。では、こちらの2件を可としてよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>では、議案第6号 番号5-36、番号5-37の2案件を可と致します。 議事は以上となります。</p>
<p>事務局 議長 委員一同 議長 伊藤良夫委員</p>	<p>3 協議事項</p> <p>①南箕輪村鳥獣被害対策協議会委員の選出について</p> <p>・今年5月末日で任期満了となる、南箕輪村鳥獣被害対策協議会委員について、農業委員会から1名の選出依頼がある旨を説明し、協議を依頼。任期は、令和5年6月1日から令和7年5月31日まで。</p> <p>現在、伊藤良夫委員にこちらの協議会委員を務めていただいておりますが、引き続きお願いしたいということを私の方から提案申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。 (異議なし)</p> <p>伊藤良夫委員、それではお願い致します。</p> <p>はい。</p> <p>・協議の結果、南箕輪鳥獣被害対策協議会委員については、現委員の伊藤良夫委員を選出し、引き続き務めていただくことで了承。</p>

事務局	<p>②村に対する意見書の提出について（別添資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業が抱える諸問題をテーマとして行ったワークショップについて、村への要望事項や意見結果を取り纏めた資料を提示。農業振興施策等に関する意見書として提出するため、内容を確認し、修正点や変更点についての協議を依頼。</li> </ul> <p>■ 資料冒頭の意見書前文について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会を示す接頭語について、「当」に統一。</li> <li>・「～農産物の消費の落ち込みや価格低迷」の表記について、「価格低迷」を削除。</li> <li>・「～による」の表現が連続している箇所について、別表現に変更。</li> <li>・「農業委員会等に関する法律 第38条の規定」の明記部分について、「～第38条第1項の規定」へ追記変更。</li> </ul>
唐澤喜廣委員	<p>項目の7番ですが、「農業の公営化」という意見は大き過ぎないでしょうか。現在活動している村内の農業グループや組織、法人への影響もあります。村がひとつの農業経営体となるよりも、現在、活動しておられる組織や法人への支援を厚くしていくというやりの方がよいのかもしれない。確かに、ワークショップでは公営化という意見もありましたが、この7番の項目は削る方向で進めます。</p>
議長	
渡邊健寛委員	<p>ワークショップの中で出た意見は、現在の農業組織や法人では扱いきれない農地について、村で対応できるようにして欲しいというものだったかと思います。農地相談会の中でも、誰も耕作してくれないような土地が多くあるという話があり、そのような農地についての対策として、公営化できないだろうかという意見だったかと思っています。</p>
議長	<p>この公営化については、項目の4にある「遊休農地対策」に絡めてみても良いのではないのでしょうか。</p>
渡邊健寛委員	<p>それでも良いかもしれません。</p>
議長	<p>「農業の公営化」についての議論ですので、方法としては現在ある組織を助け、農業の担い手を育てるといった考え方が良いかと思います。「農業の公営化」の項目については削除し、中身の拾える部分については、他の項目へ含めていくようにお願いします。他に、削除した方がよいものはありますか。</p>
唐澤茂委員	<p>項目6の「農機具のレンタル」についてですが、農業委員会等に関する法律 第38条第1項の規定では「農地等の利用の最適化の推進に関する政策についての提案、意見書」となっていますので「農機具のレンタル」という項目はそぐわないのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>第38条第1項では、「農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するために必要があると認められた政策」について、具体的な意見を提出しなければならない、ということになっています。唐</p>

議長	<p>澤委員の仰ったように「農機具レンタル」がそこに含まれるのかどうか、最適化の推進に必要であると判断されるのか、方向性が異なると判断されるのか、その点についてもご協議いただければと思います。</p> <p>考え方や受け取り方は様々あると思いますが、農業委員会として、委員からこのような意見が出されました、という形で良いのではないのでしょうか。他にご意見ありますでしょうか。意見書の各項目に書かれた、その内容について審議していきたいと思いますが。</p>
事務局 議長	<p>それでは、項目ごとに1番からお願いします。</p> <p>項目1の「地産地消／村農産物の消費拡大」ですが、年間を通して安定的に供給できるのかどうか問題になります。南箕輪村産野菜の学校給食での利用でも、冬季の野菜提供について指摘された経過があります。それはひとつの課題となると思いますが、村農産物の消費拡大は当然進めていかなければならないことですので、内容はこのまままでよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議長	<p>(異議なし)</p> <p>では、項目2の「太陽光発電施設設置のガイドラインの条例化」についてですが、農地法に関するものはこの委員会で審議していきますので、「農地法以外の手続きについて、手順の厳格化が必要」という文言を追加してはどうでしょうか。要は、ガイドラインに留めるのではなく、条例化して欲しいということが主訴となります。条例化している市町村がある中で、南箕輪村がまだ条例化されていないから事業が計画しやすいなどと思われてしまうことに懸念があります。あとは、「農業推進」を「農業振興」と言い換えるぐらいでしょうか。</p>
委員一同 議長	<p>(特に意見なし)</p> <p>では、次の項目3「農業者支援」はいかかでしょうか。農地を耕作してくれる村民を登録しておく仕組みづくりなどを要望しています。</p>
唐木義秋委員	<p>先程の項目7「農業の公営化」の考え方を、この「農業者支援」に盛り込んではどうでしょうか。</p>
議長 事務局	<p>事務局では、可能ですか。</p> <p>項目9「農地の利用と管理」の(1)にも、担い手不在の農地を管理できる仕組みづくりといった形で明記があり、重複が見られましたので、その部分も含め、再度、纏めなおしたいと思います。</p>
渡邊健寛委員	<p>これまでの農地相談会の中で、管理できない農地について「誰も耕作してくれない」「どこに頼んだら良いのか分からない」といった農業者からの相談が多くあったことを感じています。農業者にとって重大な悩みかと思えますし、大きな課題とも感じますので、今、話のあった項目9の「農地の利用と管理」の(1)担い手不在の農地については、他の項目に含めるのではなく、単独で訴えて欲しいと強く思います。また、「農機具レンタル」についてですが、農機具を上手く活用することも農地利用の最適化推進に</p>

議長	<p>関係あるかと思えます。トラクターが壊れたから農業を辞める、壊れなければもう何年か続けたかった、という話も聞いていて、全て繋がっていることではないのかと感じています。</p>
委員一同	<p>はい。では、項目3については事務局に一任し、再度纏めていただきたいと思えます。続いて、項目4の「遊休農地対策」になります。遊休農地解消対策事業補助金の増額を要望するものです。これは修正等なく、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>では、次の項目5「基盤整備」になります。これは、文面的に直すようなところがなければ、この内容で良いでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>はい。この中の「地域住民による保全活動の活性化」というのは、本当に良いことであるかと思っています。では、項目6「農機具レンタル」に移ります。トラクターなどの大型農機は難しいでしょうが、草刈り機など、手放してしまうような、状態の良い余った農機具を集めて貸し出す仕組みがあれば、小さな農家が高価な機械を揃えなくても農作業が進められますので、この項目も意見として挙げたいとは思っています。次に項目8「農業委員及び農地利用最適化推進委員の増員と報酬の増額」ですが、こちらはどうか。</p>
有賀晴彦委員	<p>個人的な意見ですが、農業委員の報酬を見たときに、森林組合の理事など、他と比べてもそれ程低いとは思っていません。確かに仕事は大変な部分がありますので増員については必要かもしれませんが、あまり報酬については要望しない方が良いのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>これから、地域計画なり目標地図などを作成していく中で、人員が必要な場合もあるのではないかと思っはいます。今回の改選で退任される委員さんに、地域計画が纏まるまで臨時でお手伝いいただくような案も村長から出されています。その時その時の、必要な時に臨時で増員できるような形式があっても良いのかもしれません。</p>
唐澤喜廣委員	<p>農業委員の定数の検討はしていただきたいと感じています。加えて事務局の体制強化も必要ではないでしょうか。</p>
議長	<p>それらも含め、臨時の方でもOBの方でも必要な際に何らかの形で増員できるような、そんな体制づくりが必要になってくると思えます。その辺りを内容に含めていただければと思います。続いて、項目9「農地の利用と管理」についてです。(1)の担い手不在の農地についてですが、これを村が管理できる仕組みというのは、相続に絡んでくることでもあり、本当のところは難しいと思えます。ですが、要望としては挙げていくということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>(2)の農業振興地域の見直しについて、こちらはどうか。以前</p>

<p>唐澤喜廣委員 議 長</p>	<p>に農業委員会で一筆一筆拾い上げ、ある一帯の農振除外を申請しましたが、県からは、宅地にするためなど、ひとつひとつの土地ごとに理由をつけての申請でなければならないと言われました。ですので、これについても難しいとは思いますが、要望としては挙げていきたいと思えます。(3)の不法投棄されたままの農地への対策ですが、これは全くその通りかと思えます。実際に不法投棄がされて困っている土地がありますので、この内容の通りに要望したいと思えます。(4)の農地を大切にする・農業の楽しさを伝える教育の推進。こちらは、大いに進めて欲しいことです。</p> <p>項目は素晴らしいので、中身をもう少し肉付けしていただきたいです。神子柴地区にも「かま塾」というものがあり、子供たちと農作業や年中行事を通して交流し、農業について理解を深めて貰おうというものですが、村中に広がって欲しいと思っています。子供たちが将来、どこまで農業というものを考えてくれるのかは課題ではありますが、今後に繋げていくための要望を挙げていくことが、農業委員会としての役割でもあります。この項目は、この内容でよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>では、もう少し肉付けをしていただき、事務局で纏めていただけるようお願いします。</p>
<p>唐澤茂委員 議 長</p>	<p>項目6の「農機具のレンタル」ですけれど、やはりこの見出しについては違和感を覚えてしまいますので、項目3の「農業者支援」の中へ含めていただくことは可能でしょうか。意見書として提出する中で、第38条第1項という法律の規定を根拠にした場合、「農機具のレンタル」ではなく、農業者支援のハード的な意味での農機具の有効活用という形として、項目3の方へ含めるようにすれば、形も整うのではないかと思います。</p>
<p>事務局 議 長</p>	<p>その辺りのことも含めて纏めていただき、提出できるようになりましたら、またお願いします。</p> <p>では、協議の内容を反映させたものを、次回総会で再度確認、検討をしていただき、6月中に村長へ提出するような形で進めていきたいと思えますので、宜しくお願いします。</p>
<p>事務局 議 長</p>	<p>③農地借受け希望について (別添資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度版として、新たに作成した資料を示し、内容を説明。</li> <li>・これまでの希望者にも新たに番号を振り直し、既に農業を辞めた希望者などは削除。</li> <li>・新規の借受け希望3件を追加し、各希望者の詳細を案内。</li> </ul>
<p>議 長</p>	<p>令和5年度ということで、新たな希望者もおりますので心当たりのある方へは紹介するなど、宜しくお願いします。</p> <p>④その他</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>4 その他</p> <p>①令和5年度 5団体親睦マレットゴルフ大会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでは6団体だったが、南箕輪村生産森林組合が解散したため5団体となったことを案内。</li> <li>・実施要綱を示し、開催日程が、令和5年5月27日(土)午後2時からとなったことを案内。</li> <li>・各委員の出欠を確認。</li> </ul>
事務局 議長	<p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の日程について説明。</li> <li>・補足説明をする。</li> </ul> <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「あぐりマッチ」と連携した全国農業新聞の普及促進について案内。</li> <li>・情報提供として「消費税のインボイス制度」について、資料配布。</li> <li>・資材価格高騰の中、コスト削減に創意工夫している農業経営者を紹介して欲しいという、農業会議からの取材先紹介依頼があった旨を案内。</li> </ul>
議長	<p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p>
唐澤会長代理	<p>閉会</p> <p>以上を持ちまして、第35回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(午後3時45分 終了)</p>

以上、第 35 回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和 5 年 5 月 23 日

議

長

新木繁雄

議事録署名委員

唐木義秋

議事録署名委員

松澤良行

